

## 国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」への採択について

2022年12月28日

(2023年9月1日更新)

東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社

東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社（代表取締役社長 小西 康弘、以下「TGES」）は、経済産業省の「電気・ガス価格激変緩和対策事業（以下、「本事業」）」<sup>\*1</sup> に都市ガスに関して参画する申請を行い、採択されました。

また、TGES が電力の取次を行っている株式会社エネットが、本事業の電気に関して参画する申請を行い、採択されました。

本事業は、国が指定する値引き単価<sup>\*2</sup> によりお客さまの使用量に応じたガス料金・電気料金の値引きを行った事業者に対して、その値引き原資を国が支援するものです。

8月31日付で本事業は3か月間延長となりました。

本事業による値引きの概要

	都市ガス	電気
<b>対象のお客さま</b>	TGES とガス需給契約を締結し、都市ガスを購入されているお客さま <sup>*3</sup>	TGES と小売供給契約を締結し、株式会社エネットが供給する電力を購入されているお客さま <sup>*5</sup>
<b>値引き単価</b>	30 円/m <sup>3</sup> （税込み） 2023 年 9 月使用分（10 月検針分）は 15 円/m <sup>3</sup> （税込み） 延長に伴い 2023 年 10～12 月使用分（11～1 月検針分）は 15 円/m <sup>3</sup> （税込み）	高圧電気 3.5 円/kWh（税込み） 2023 年 10 月使用分（11 月検針分）は 1.8 円/kWh（税込み） 延長に伴い 2023 年 11～2024 年 1 月使用分（12～2 月検針分）は 1.8 円/kWh（税込み）
<b>適用開始時期</b>	2023 年 1 月使用（2 月検針）分 <sup>*4</sup>	2023 年 2 月使用（3 月検針）分 <sup>*6</sup>
<b>値引き例</b>	1 月ご使用分 500,000m <sup>3</sup> の場合 30 円×500,000 = 1,500,000 円 を 1 月分請求より値引き	2 月ご使用分 50,000kwh の場合 3.5 円×50,000 = 175,000 円を 2 月分請求より値引き

なお、本事業による値引きに際して、お客さまご自身でのお手続きや当社へのご連絡は不要です。値引きの対象となるお客さまには個別にご案内をお送りいたします。

\*1 : 本事業の概要は[経済産業省ホームページ](https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/)でご確認ください。

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/>

\*2 : 国が指定する値引き単価

・ガス料金 : 30 円/m<sup>3</sup> (税込み)

2023 年 9 月使用分 (10 月検針分) から 12 月使用分 (1 月検針分) は 15 円/m<sup>3</sup> (税込み)

・電気料金 : 7 円/kWh (税込み)

2023 年 10 月使用分 (11 月検針分) から 2024 年 1 月使用分(2 月検針分)は 3.5 円/kWh (税込み)

(ただし、高圧電気をご契約のお客さまは 3.5 円/kWh (税込み)、2023 年 10 月使用分 (11 月検針分) から 2024 年 1 月使用分(2 月検針分)は 1.8 円/kWh (税込み) )

\*3 : 以下のお客さまは対象外となります。

年間契約量が 1,000 万 m<sup>3</sup> 以上のお客さま、発電事業を営むお客さま (売電分)

\*4 : 2023 年 1 月使用 (2 月検針) 分

・ガス料金 : 「2023 年 1 月検針日の翌日~2023 年 2 月検針日」間の使用量。ただし、2022 年 12 月下旬に確定する原料価格 (11 月分) を適用する場合は「2023 年 1 月末日の検針以降」とさせていただきます。

\*5 : 以下のお客さまは対象外となります。

特別高圧電気をご契約のお客さま

\*6 : 2023 年 2 月使用 (3 月検針) 分

・電気料金 : 「2023 年 2 月検針日の翌日~2023 年 3 月検針日」間の使用量。

以上